

## 伊豆の月

川奈というところは平地が少なく山が海にせまっているところである。北側は殆ど平地がなく山は海にせまってけわしい断崖になっておるが、南側は山が多少ゆるやかなので、傾斜の土地に藪があり、樹木があつて、人家がそこに点在しておる。五月十二日の月は雨雲をかぶつて、ぼうつとかがやいておつた。これ等の地点を望む七、八丁余の遠方のところにえぼし岩がある。えぼし岩に舟をつげた弥三郎は、舟からおりた聖人を案内して北側の断崖の下を静かに歩き出した。

「お聖人さま、松明の灯がだんだん山にあがつてゆきます」

「……………」

鬼火のような松明の灯が南側の傾斜を上つて、やがて山上に達したが、ふっと急にみえなくなつてしまつた。

「あれは庄屋が村の世話人どもをつれて、お上のおふれをふれ歩いている灯りでございます。今

時分ふれ歩くとは、余程火急のごさいますよう」

「弥三郎と申したなあ、あのふれあるきはなあつ、鎌倉の流人日蓮という僧侶をかくまつてはならぬというお達しだ……」

「お聖人さまもお気づきでございますか、さようでございますよう。私めが漁にでる時まで、なんのお達しありませんでしたが遅くなつてお達しが届いたものと思われます。足許に気を付けて私めについてきて下さい、ご心配はいりません」

川奈の磯は篠見浦とは違つて波音もなく静かなものである。聖人を案内した弥三郎は、崖下のでこぼこ路を五、六丁歩くと、ある岩穴の前にたちどまつた。

岩窟の上は樹が生い茂っている山になつており、岩窟の前には波が静かによせていた。兩人の足音に舟虫がさあと逃げだしてゆく。

「お聖人さま、まことに申しかねますが、この岩屋の中で暫くお待ち下さい。様子をみてまいります。そんなに暇はかかりません。手前の家はこの岩屋の真上になつております。真上と申しましても、道がけわしいのでまつすぐにはゆくことが出来ませんから、四、五丁はありますが、それでもたいした時間はかかりません。ちよつくらいつて様子をみてまいります」

櫓を岩屋の中にもうりこむと、弥三郎はいそいで出ていってしまった。

聖人は独りになると、やおら岩屋の中に入られた。勿論人の棲むべき場所ではないから、

自由に身を置く余地はなかった。ここは漁師が漁に使う道具を置く場所であるらしい。櫓とか楫とか網などが雑然と置かれてあった。

一枚の筵をみつけると、合掌をした聖人はそれを敷いて、入口に向かってやおら坐られたのである。

中はまっくらであるが、外には海がきらきらと光っていた。雨雲を破った月がおそらく照っているであろう。十二日の月である。眼がなれると四辺にちいさな蟹がいるのがみえてきた。蟹は月光をもとめて、ぞろぞろと岩屋の外にでていくのであった。

「日蓮はあの蟹がうらやましいぞ、月の光りをさけてこの岩屋の穴に身をかくさねばならんとは、南無妙法蓮華経……」

聖人は静かに題目を唱えられた。

幕府は如何なる理由によつて聖人を伊東へ流したのであるうか。

「日蓮が生きたるを不思議なりとて伊豆の国へ流しぬ」或は「殺されぬをとがにし、伊豆の国へ流されぬ」と御自身でおっしゃっておる。これは昨年の松葉が谷の草庵焼き討ちをさしておるのである。この時に幕府は聖人を焼き殺したものと思っておったのである。それは聖人を焼き討ちにした念仏門徒には何等の処罰がなかったことでもわかる。当時の法律たる貞永式目第三十三条に「放火は盗賊と同じく死罪に行う」とあるが、念仏門徒にとつてはそれは空文であった。しか

るにその日蓮が生きておったので、執権職北条長時は大の念仏者たる父親重時の心中を察してこの伊豆へ聖人を流したのであろう。聖人もこの内情を察して、妙法尼御返事に「長時武蔵守殿は極楽院殿（重時）の御子なりし故に親の心を知りて、理不尽に伊豆の国へ流し給ぬ」と御自身で語られておるのである。さればこそ一回の訊問もなく、逮捕と同時に流罪に処されたのであろう。

貞永式目第二十二条には「一、悪口の科の事。右鬪殺の基は悪口より起る。その重きは流罪に処せられ、その軽きは召こめらるべき也」とあって、悪口は流罪に処すとあるが、これを聖人の諸宗批判にあてはめれば、適用されるというが実はそんなものではなく、これは聖人が賢察された如く、執権職北条長時が、念仏者たる父親の重時に対する親孝行の一端であったのであろう。だがこの親孝行は逆効果であった。重時は聖人を流罪した五月十二日から二十日もたため六月一日より発作が起り御祈禱もいろいろやったが効果もなく四か月後の十一月三日に病死しておる。この病死したことが聖人の伊豆伊東の流罪が赦免になった理由なのである。